

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成26年9月17日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 西 一 信

記

- 1 監査の種類 定期監査（7月実施分）
- 2 監査の対象 土木課、都市計画課、建築住宅課、会計課、議会事務局、農業委員会事務局、中央図書館、文化財課、市民課
- 3 監査の範囲 平成25年4月から平成26年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 (1) 帳票簿冊等の審査
(2) 監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成26年7月17日、18日、28日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められた。軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。